

延岡市再生可能エネルギー発電施設の
適正な設置・管理に関するガイドライン

令和8年4月

延岡市

目次

1 背景.....	1
2 目的.....	1
3 対象.....	2
3-1 再エネ発電施設.....	2
3-2 対象施設.....	2
3-3 対象施設の範囲.....	3
3-4 対象の地域.....	3
4 設置することが適当でないエリア.....	3
5 施設の適正な設置.....	5
5-1 市の窓口.....	5
5-2 市との事前協議.....	5
5-3 住民への説明.....	6
5-4 再エネ発電施設等を建設する際の基準.....	8
5-5 事業実施届出書の提出.....	12
5-6 工事完了時の本市への報告.....	12
6 施設設置後の適正な維持管理等.....	13
6-1 維持管理.....	13
6-2 撤去・廃棄等.....	14
7 延岡市の役割.....	16
7-1 事業者が提出する各届出書等の確認、受理及び保管.....	16
7-2 事業者等との事前協議.....	16
7-3 地域住民等及び事業者等との調整.....	16
7-4 公表.....	16
7-5 見直し.....	16
8 その他.....	16

(様式1) 事業概要届出書

(様式2) 関係各課協議受付表

(様式3) 住民説明会等実施届出書

(様式4) 事業実施届出書

(様式5) 工事完了届出書

(様式6) 環境配慮チェックリスト

1 背景

我が国は、2050年カーボンニュートラルの実現を目標に掲げ、第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）において、発電量全体における再生可能エネルギー（以下、再エネ）の割合を、2030年度に「36%から38%」としていた第6次計画から2040年度には「4割から5割程度」とさらに引き上げ、初めて最大の電源と位置づけ、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を進め、再エネの長期安定電源化に取り組むこととしています。

一方、再エネは、これまで太陽光発電設備を中心に導入が拡大してきましたが、近年、太陽光発電事業においては特に、安全面、防災面、景観や自然環境への影響、将来の設備の廃棄、地域とのコミュニケーション不足等について、地域の懸念があることも指摘されています。

そこで、本市では令和6年8月から「延岡市再生可能エネルギー推進のあり方に関する検討委員会」において、上記を背景に再エネの促進と規制の両面から検討を進めてきました。地域との共生や再エネ発電施設の適切な導入及び管理に向け、災害や環境への影響、設備の廃棄等に係る地域の懸念や、再エネ発電事業の特性を踏まえた基準や運用の在り方など、再エネを積極的に促進するエリアと延岡の豊かな自然環境や市民の住環境等を守る保全すべきエリアを設定したうえ、事業者が事業を計画するにあたって検討すべき事項や手続き等について本ガイドラインに決めました。

2 目的

本ガイドラインは、延岡市域において再エネ発電の施設及び建設に伴う送電線等の付帯設備（以下、再エネ発電施設等）の建設等を行う事業者が遵守すべき事項や調整手順を明らかにすることにより、生活環境、自然環境及び生物多様性の保全と、再エネの主力電源化に向けて再エネ発電施設等の建設促進との両立を図ることを目的とします。

また、今後の社会経済環境の変化等により、必要に応じて随時見直すものとします。

なお、本ガイドラインは、下記の国等のガイドラインに準じるものであり、これらに基づき開催する説明会など共通する内容は、その報告書をもって兼ねることができます。これらが改定された場合は、本ガイドラインが改定されていなくても、それに即します。

- ・経済産業省「太陽電池発電設備を設置する場合の手引き」
- ・資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」
- ・資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」
- ・資源エネルギー庁「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」
- ・資源エネルギー庁「廃棄等費用積立ガイドライン」
- ・環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」
- ・環境省「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」
- ・NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）「風力発電導入ガイドブック」など

3 対象

3-1 再エネ発電施設

次の再エネをエネルギー源とした発電施設を、再エネ発電施設とします。

「太陽光」「風力」「水力」「バイオマス」

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められています。これらの再エネをエネルギー源とした発電施設が、再エネ発電施設とされますが、本ガイドラインでは、「太陽光」「風力」「水力」「バイオマス」を対象とします。なお、大気中の熱その他の自然界に存する熱とは、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱又は下水熱などがあり、太陽熱を含めた熱供給施設は対象としません。

3-2 対象施設

市内において設置する、次の(i)から(iii)を除く、すべての再エネ発電施設を対象とします。

- (i) 出力が10kW 未満の再エネ発電施設
- (ii) 住宅用太陽光発電施設
- (iii) 屋根設置太陽光発電施設（建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの）

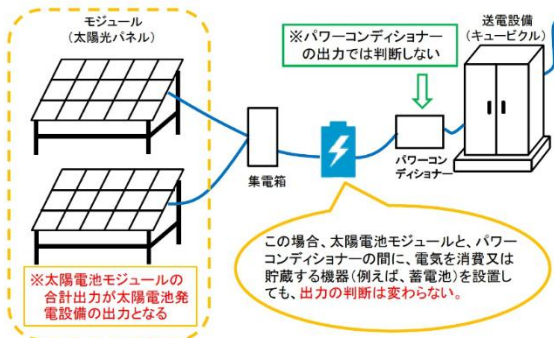
すべての対象施設において、事業概要届出書（様式1）及び関係課室協議受付表（様式2）の届け出が必要であり、出力が50kW 以上のもの、及び「4 設置することが適当でないエリア」においては出力が10kW 以上のものは、住民説明会等実施届出書（様式3）の届け出が必要です。

また、低圧電源であっても、再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離が100m 以内に、当該事業者と同一の事業者等が実施する再エネ発電事業の実施場所がある場合においては、合計した出力で判断します。「同一の事業者等」とは、同一の事業者に加えて、事業者の密接関係者も含みます。

なお、太陽光発電設備の出力は、原則として太陽電池モジュールの合計出力で判断します。ただし、太陽電池モジュールとパワーコンディショナーの間に電気を消費又は貯蔵する機器（蓄電池等）を接続しない場合は、パワーコンディショナーの出力で判断しても良いこととします。

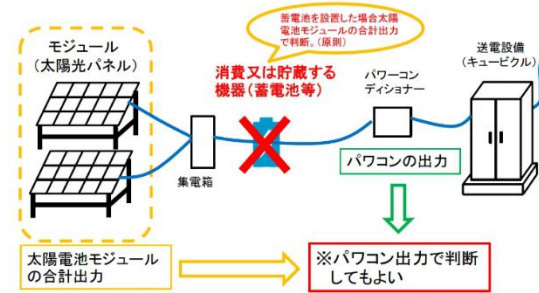
原則

太陽電池発電設備の出力は、太陽電池モジュールの合計出力で判断。



例外

ただし、太陽電池モジュールとパワーコンディショナーの間に電気を消費又は貯蔵する機器（蓄電池等）を接続しない場合は、パワーコンディショナー（パワコン）の出力で判断しても良い



（経済産業省「太陽電池発電設備を設置する場合の手引き」）

3-3 対象施設の範囲

再エネ発電施設等の新設、増設又は大規模な改修（以下、建設等）を行う場合が対象です。大規模な改修とは、機種種々の全面的な変更、又は環境、景観若しくは住民の生活に大幅な影響を与える変更（風力の場合は、回転羽根・タワーの着色変更を含む）をいいます。

なお、再エネ発電施設等の送電線等には、資機材等輸送用道路を含みます。

3-4 対象の地域

対象地域は、市内全域とします。

4 設置することが適当でないエリア

「設置することが適当でないエリア」は、「延岡市地球温暖化対策実行計画（地域脱炭素化促進事業編）」において、各種法令等の規制、自然環境や景観の保全及び良好な生活環境の確保等を勘案し定めた「保全エリア」とします。

再エネ発電施設の設置に当たっては、法的規制の有無や採算性だけでなく、生活環境、景観、防災等の幅広い観点から、地域への影響を考慮する必要があります。

このため、自然公園法に定める国定公園の特別保護地域など、法令上開発行為が厳しく制限されている区域や、生活環境、景観、防災等の観点から、再エネ発電施設等が設置されることにより、甚大な影響が想定される区域のほか、自然公園法（普通地域）や文化財保護法（史跡名勝天然記念物指定区域）など法令上の手続きを要する区域、また、市街地、良好な自然景観地区、河川沿い、さらにユネスコエコパークや鳥獣保護区などネイチャーポジティブ、生物多様性の保全に必要な区域などの「保全エリア」を、「設置することが適当でないエリア」とします。

ネイチャーポジティブ：自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること

■設置することが適当でないエリア(保全エリア)

事項	太陽光	風力	区域	区域等の設定根拠
重要な地形及び地質への影響、土地の安定性への影響	○	○	砂防指定地	砂防法
	○	○	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
	○	○	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	○	○	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	○		保安林・保安林予定森林等	森林法
	○	○	河川区域	河川法
	○	○	海岸保全区域	海岸法
	○	○	一般公共海岸区域	海岸法
動物、植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	○	○	国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	○	○	県指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	○	○	重要生息地 「家田・川坂湿原」、「友内川」、「熊野江川河口海浜域」、「妙見・櫛津干潟」	県野生動植物種の保護に関する条例
地域を特徴づける生態系への影響	○	○	県自然環境保全地域内	県自然環境保全条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	○	○	国立公園区(普通地域を除く)	自然公園法
	○	○	国定公園区(普通地域を除く)	自然公園法
	○	○	県立自然公園区域 (普通地域を除く)	県立自然公園条例
	○	○	風致地区	都市計画法
	○	○	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
その他、県が必要と判断するもの	○	○	沿道自然景観地区	宮崎県沿道修景美化条例
	○	○	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律
	○	○	甲種農地、第1種農地	農地法
市で追加するもの	○	○	国指定鳥獣保護区 県指定鳥獣保護区 ・「東延岡」「城山西階」を除く	県の基準による ・県と市の協議により、市街地において導入ポテンシャルの高い鳥獣保護区は除くものとする
	○	○	ユネスコエコパーク (核心地域、緩衝地域)	市の判断による
	○	○	景観形成重点地区	景観法
	○	○	史跡名勝天然記念物指定区域	文化財保護法 県文化財保護条例 市文化財保護条例
		○	伝搬障害防止区域	電波法、電波伝搬障害防止制度

「水力」については、河川区域を除いて「太陽光」と同じ区域とする。

「バイオマス」については、伝搬障害防止区域を除いて「風力」と同じ区域とする。

5 施設の適正な設置

5-1 市の窓口

事業者は、市民環境部脱炭素政策室を市の窓口として、再エネ発電施設等の建設等について、市の関係課室と協議するものとする。

5-2 市との事前協議

事業者は、対象施設に掲げる再エネ発電施設等の建設等の工事に着手する前に、脱炭素政策室に事業概要届出書（様式1）を提出したうえ、関係課室協議受付表（様式2）に掲げる内容の確認とともに関係課室と施工、維持管理等について事前協議を行うこと。

なお、建設等の工事の着手とは、再エネ発電施設の設置のみならず、設置に向けた森林伐採、土地造成等の準備行為を含むものとする。その技術基準については、盛土規制法並びに延岡市土砂の採取等及び埋立て等に伴う災害の防止に関する条例によること。

(1) 事業概要届出書（様式1）の提出

①再エネ発電施設等の建設等の工事に着手する前に、計画内容等を記載した事業概要届出書（様式1）を脱炭素政策室に提出すること。

提出後に記載内容に変更が生じた場合又は事業（計画段階のものを含む。）を廃止した場合には、速やかに当該事項を記載した事業概要届出書（様式1）を提出すること。

②事業概要届出書（様式1）には、工事着手予定日、運用開始予定日、設置予定場所、面積、再エネ発電施設の施設名称、発電出力、連絡先等を記載したうえ、位置図や近隣住居等との距離が分かる図、完成予想図等の図面を添付すること。

(2) 施工、維持管理等についての事前協議

①事業概要届出書（様式1）の提出後、次の項目について関係課室と協議すること。

○関係法令等（条例、ガイドライン等を含む。）に基づく手続き

○計画地周辺の住民、事業者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）への説明の範囲、説明内容及びその方法等

○施工に当たって配慮すべき事項の対応

○適正な維持管理及び撤去・廃棄等についての計画

②協議の際に要請等があった事項については、誠意をもって対応するとともに、可能な範囲で地域振興に寄与できるよう配慮すること。

【地域貢献策の例】

○地域の環境保全活動への協力（河川清掃など）

○除草や施設のメンテナンスを地域住民等に委託するなどの雇用の確保

○停電などの非常時に地域住民等が利用できるよう給電用コンセントの設置

(3) 助言・指導への対応

計画している事業について市及び専門家等からの助言・指導があった場合は、誠意をもって対応すること。

5-3 住民への説明

事業者は、再エネ発電施設等の建設等の工事に着手する前に、事業概要届出書（様式1）の内容及び施工、維持管理、撤去・廃棄等の計画について、地域住民等へ説明し、理解を得た上で事業を進めること。説明会もしくは事前周知（以下、説明会等）を必要とする規模のときは、地域住民等に対する説明会等を必ず開催すること。

ただし、対象外としている屋根設置太陽光発電施設のうち、50kW以上の設備を設置しようとする場合は、説明会の実施に努めること。

なお、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）に基づき、FIT/FIP設備を設置する事業者が、資源エネルギー庁「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき説明会等を開催する場合は、その説明会等に使用した書類を、5-5事業実施届出書の提出の際に脱炭素政策室に提出すること。FIT/FIP設備以外の事業者においても、同様に説明会を開催したうえ、脱炭素政策室に關係書類を提出すること。

加えて、地域住民等から施工や維持管理等に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、合意書、協定書等の締結等を含め、誠意をもって対応し、地域住民等の理解を得ること。

また、事業概要届出書（様式1）の内容及び施工、維持管理、撤去・廃棄等の計画について、地域住民等の理解を得た場合であっても、建設等の工事の着手後に、当該事業に係る事業概要届出書（様式1）の内容が変更される場合は、改めて本市及び地域住民等への説明を行い、理解を得ること。

(1) 説明内容

- ①事業概要届出書（様式1）の内容
- ②施工、維持管理、撤去・廃棄等の計画
- ③關係法令等の手続きの内容

(2) 説明方法

- ①地域住民等への説明に当たっては、説明及び周知の範囲並びに説明方法（説明会、訪問等）について本市と調整を行うこと。
- ②原則、説明会を開催すること。
- ③地域住民等の居住地区内など、参加しやすい会場において説明会を行うこと。
- ④地域住民等の質問及び意見（以下、質問等）に回答するための質疑時間を確保したうえ、誠実に対応すること。
- ⑤一回の説明会に多くの住民が参加すると、円滑な説明会の進行を図ることが困難となる場合が想定されるため、地域住民等の質問等に適切に対応できるよう、適切な規模で、十分な回数の説明会を開催した上で、地域住民等からの質問等に誠実に対応すること。

(3) 質問・要望等への対応

- ①地域住民等から、計画に対する質問、要望、苦情、懸念等があった場合は、丁寧かつ誠意をもって対応すること。
- ②①については、その個々の内容と、それぞれに対する事業者の回答や見解を具体的に示して、概ね1か月以内に説明会等の対象者へ回答したうえ、公表すること。

- ③その内容を住民説明会等実施届出書（様式3）に添付し、脱炭素政策室に報告すること。
- ④本市や地域住民等から、合意等を示す文書作成の要望があった場合は、合意書、協定書等を作成し、締結に努めること。
- ⑤農地においては、再エネ発電施設等を近接して設置するなど隣接する農地や農作物に影響を及ぼす恐れがあると推測される場合には、影響が予測される農地の所有者の同意を得ること。

(4) 地域住民等の範囲

地域住民等の範囲は、次の①から⑤に該当する者とする。

①次の範囲に居住する住民

発電設備の規模	敷地境界からの距離
低圧（50kW 未満）	100m
高圧・特別高圧（太陽光 50kW 以上 4 万 kW 未満、 風力 50kW 以上 5 万 kW 未満）	300m
環境アセス（第一種事業）が必要な規模（太陽光 4 万 kW 以上、 風力 5 万 kW 以上）	1 km

- ②再エネ発電施設等が存する土地に隣接する土地又はその上の建物所有者
- ③加えるべき者について市への事前相談において市から指摘された者
- ④当該地域で活動している団体
- ⑤当該地域の住民に対して、その専門的知見をもって協力している専門家等
 専門家等とは、公的資格を有する専門家、大学の教員、調査、研究等を行う企業または研究機関とする。

(5) 説明会の開催案内

前項(4) 地域住民等の範囲に掲げる①から③に該当する者に対し、説明会の開催予定日の2週間前までには、ポスティングもしくは戸別訪問による書面配布、又は回覧板への掲載等により、開催案内を行うこと。

(6) 説明会への参加者

事業者は、(4) 地域住民等の範囲の①から⑤に該当する者に加えて、次の者から説明会の参加を求められた場合にはその参加を認めること。

- ①市内に居住する者
- ②市内に存する学校に通学する者
- ③市内に存する事務所又は事業所に通勤する者

ただし、説明会に参加する者は、受付において、身分証明書等（居住する者については、運転免許証等の住所が分かるもの。通学、通勤する者については、学生証等その事実が分かるもの。土地建物所有者については、登記簿謄本その他の公の機関が発行する書類。）を呈示すること。また、事業者は、参加者名簿を作成すること。

(7) 事前周知

「設置することが適当でないエリア」（保全エリア）以外の地域に出力が50kW 未満の再エネ発電施設を設置する場合は、地域住民等に対して、説明会に代わり、ポスティングもしくは戸別訪問による書面配布、及び回覧板への掲載等の方法により地域住民等へ周知を行うこと。

(8) 開催時期

FIT/FIP 設備を設置する事業者においては、資源エネルギー庁「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定める時期とし、FIT/FIP 設備以外の事業者においては、再エネ発電施設等の建設等の工事に着手する前に説明会等を行うこと。

◆施設規模による説明会等の要否(3-2 対象施設を参照)

	対象施設		対象外施設 ・10kW 未満の発電施設 ・住宅用太陽光 ・屋根設置太陽光
	高圧 (50kW 以上)	低圧 (10kW 以上 50kW 未満)	
保全エリア以外 (配慮エリア)	説明会必要	事前周知	不要(対象外)
保全エリア	説明会必要		

ただし、50kW 以上の屋根設置太陽光発電は、説明会の実施に努めること。

5-4 再エネ発電施設等を建設する際の基準

再エネ発電施設等の配置に伴い、生活環境、景観、防災等へ様々な影響が想定され、また、森林の伐採や造成工事等を行う場合には、特に大きな影響が想定されるため、事業者は、施工に当たって、以下の事項について十分配慮すること。また、地域住民等に事前に講じた対策について、説明を行い、理解を得た上で工事に着手すること。

(1) 住宅等との距離

100kW 以上の風力発電施設の建設等に当たっては、住宅等と当該風力発電施設との距離が地上と風車の最高点との長さの8倍以上であることを要する。この場合において、住宅等との距離は、住宅等と風車におけるタワー基礎部分との水平距離をいう。

また、風力発電施設から発生する騒音が当該住居地域における残留騒音から 5dB 未満になるよう距離をおかなければならない。

なお、この範囲にある住居等のすべての者の同意が得られた場合はこの限りではない。ただし、同意を得られたことが明らかな文書を市へ提出すること。住宅等とは、住宅のほか、学校、幼稚園、保育園、病院などの文教施設・保健福祉施設等をいう。

(2) 騒音

環境基準が設定されている地域については、当該再エネ発電施設等の設置予定位置から最寄りの住宅等において、騒音に係る環境基準の基準値を超えないこと。

◆騒音に係る環境基準

(i) 道路に面する地域以外の地域

(単位: dB, LAeq)

地域の類型	時間の区分	
	昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~翌6:00)
AA	50 以下	40 以下
A 及び B	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

(ii) 道路に面する地域

(単位:dB、LAeq)

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A 地域のうち、2車線以上の道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち、2車線以上の道路に面する地域 及び C 地域のうち、道路に面する地域	65 以下	60 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 以下	65 以下

(iii) 地域の類型ごとにあてはめる地域(市内に AA 類型の指定はありません。)

地域の類型	当てはめる地域
A 類型	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
B 類型	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
C 類型	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(3) 振動

敷地境界において、振動規制法に基づく特定工場に該当しない施設においても、振動の規制基準を超えないこと。

◆振動の規制基準

(単位:dB)

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~翌 8:00)
第1種区域	60 以下	55 以下
第2種区域	65 以下	60 以下

第1種区域とは、騒音の A 類型と B 類型に、
第2種区域とは、騒音の C 類型に該当する地域。

(4) 低周波音

最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の物的及び心身に係る苦情に関する参照値を超えないこととするとともに、同省「低周波音問題対応の手引書における参照値の取扱いについて」(H29.12.27 通知)を参照し留意すること。

(5) 電波障害

- (ア) 事業者は、電波のルート进行调查し、これを避けて設置するものとする。対象となる電波は、電波法で定める重要無線通信やその他生活基盤上重要な電波とする。
- (イ) 事業者は、テレビ電波等への影響が回避できない場合には、電波障害が起こりうる範囲の住民と十分な協議を行い、事業者の責任において改善のための措置を講じるものとする。
- (ウ) 建設後の調査によって、明らかに再エネ発電施設による影響が現れた場合、事業者が共同アンテナの設置やアンテナの改善処置などの必要な対応をとること。

(6) 自然環境

- (ア) 重要な動植物の保全に配慮し、専門家に相談するなどして、設置場所の見直しを含め、十分な対策に講じること。
- (イ) 事業者は、環境影響評価を行う規模の再エネ発電施設等の建設等に当たっては、動植

物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講じるものとする。

(ウ) 事業者は、鳥類に対する影響について「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(H23.1 環境省自然環境局野生生物課)」により、必要な措置を講じるものとする。

(エ) 事業者は、動植物に与える影響が回避できない場合には、市の関係課室と環境保全対策について十分な協議を行い、改善のための措置を講じるものとする。

(オ) 事業者は、動植物に与える影響が甚大で、復元が困難であるとして、市から当該建設等の計画の変更または中止を求められた場合には、必要な措置を講じるものとする。

(7) 景観

豊かな自然や歴史文化遺産などは貴重な財産であるため、再エネ発電施設の設置に当たっては、本市はもとより地域住民等の意向を十分に尊重すること。

(ア) 景観への配慮が必要な地域に再エネ発電施設を設置する場合は、通行者、車両等から直接見えないよう、フェンスや植栽等で対策を講じること。

(イ) 山並みや眺望等へ影響を与えるような尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合には、違和感を与えないように配慮すること。

(ウ) 事業者は、風力発電施設等の建設等にあって、環境省が定めた「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」により、良好な景観の形成に努めるよう計画すること。

(エ) 再エネ発電施設等の配置、デザイン及び色彩については、周囲の景観と調和が図られ、できる限り目立たない色彩とすること。

(オ) 事業者は、景観に与える影響が甚大で、良好な景観若しくは風致を著しく阻害するとして、市が専門家等の意見を聴取して判断したうえ当該風力発電施設等の建設計画の変更又は中止を求めた場合には、必要な措置を講じるものとする。

(8) 広告物

事業者が風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼす恐れのないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。

(9) 光害

事業者は、風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、動植物への影響及び光害が発生しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(10) 文化財

事業者は、風力発電施設等の建設等に当たって、文化財保護法(昭和25年法律第214条)第1条に規定する文化財の保護及び活用が図られるよう計画するものとし、指定文化財及び埋蔵文化財以外の文化財についても文化財に関する知見を有する者及び文化財・市史編さん課から情報を聴取し、風力発電施設等の建設等の影響から保護するよう努めるものとする。

(11) 施工にあたって配慮すべき事項

(ア) 生活環境への配慮

① 騒音・振動等対策

工事期間中の大型車両の通行や工事等に伴う騒音や振動については、事前の説明によ

り本市や地域住民等の理解を得ていても想定を上回る騒音等が発生することも予想されるため、事業者は本市や地域住民等から要請があった場合、適切な対策を講じること。

②除草対策

除草剤など散布する場合、事前に、散布の日時等について、本市や地域住民等へ周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。

③緩衝帯の設置

パワーコンディショナー等からの騒音や振動の影響を緩和するため緑地その他の緩衝帯を設けること。

④パネルの反射光の対策

事前に地域住民等の理解を得るとともに、必要に応じて、パネルを低反射タイプにしたり、傾きを調整したりするなどの対策を講じること。

(イ) 防災・安全への配慮

長期にわたって確実な防災・安全対策を講じ、災害を誘発し、又は助長する行為を防止できるように配慮すること。

①盛土・切土面の保護

擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水などで法面の保護対策を講じること。

②がけ地対策

がけ地の近隣に設置する場合、がけ肩からの離隔、がけ肩沿いの排水などでがけ地の崩落対策を講じること。

③湧き水対策

湧き水がある場合、地下排水管の設置など適切な措置を講じること。

④軟弱地盤対策

地盤について、ボーリング調査などの地盤調査などを行い、地盤改良の実施など適切な措置を講じること。

⑤土砂崩れ対策

山地災害等により土砂災害が懸念される地域には、擁壁など適切な措置を講じること。

⑥雨水・排水対策

降雨量等から想定される雨水が有効に排水できる対策(排水路対策、調整池等)を講じること。

⑦立木の処理

伐採した立木を施工地周辺に残置する場合は、流失及び災害の起因とならない対策を講じること。

⑧適切な敷材の使用

施工に当たっては、国やメーカーの施工指針に基づき適切な敷材を使用すること。

⑨工事の際の安全の確保

工事車両の通行や施工に当たっての安全を確保し、地域住民等から更なる安全確保についての要請があった場合は、誠意をもって対応すること。また、工事中の土砂流失及び粉じん対策として、素掘り側溝・小堤、排水処理施設、防塵ネットの設置等を行うこと。

⑩設備面の対策

太陽電池モジュールの支持物は、支持物の高さにかかわらず日本産業規格 JIS C 8955(2011)「太陽電池アレイ用支持物標準」に規定される強度を有するものであること。また、支持物の高さが4mを超える場合には、更に建築基準法の工作物に適用される同法に基づく構造強度の係る各規定に適合するものであること。

(ウ) 市街地に設置する場合の配慮

市街地や住宅密集地等では、生活環境、景観、防災等の点で特にトラブルが発生しやすいことから、事前に事業内容を地域住民等に十分説明し、理解を得た上で必要な対策を講じること。

(エ) 緊急連絡先の表示等

工事期間中は、見やすい場所に、事業者名、連絡先、工事期間等を表示すること。施設に起因すると思われる異常が発生した(又は懸念される)場合、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、速やかに本市や地域住民等に連絡すること。

5-5 事業実施届出書の提出

事業者は、再エネ発電施設等の建設等の工事に着手する前に、脱炭素政策室に事業実施届出書(様式4)を提出すること。

届出において、関係課室協議受付表(様式2)、住民説明会等実施届出書(様式3)及びそれらの実施を証する書類を添付すること。

5-6 工事完了時の本市への報告

事業者は、再エネ発電施設等の建設等の工事が完了した時は、直ちに脱炭素政策室に工事完了届出書(様式5)を提出すること。

(1) 工事完了届出書(様式5)の提出

①再エネ発電施設等の建設等の工事が完了した時は、直ちに脱炭素政策室に工事完了届出書(様式5)を提出すること。

②工事完了届出書(様式5)には、再エネ発電施設の施設名称、工事完了日、運転開始(予定)日、設置場所、面積、発電出力、標識及び柵塀等の設置状況、解体費等の積立、加入保険、連絡先、等を記載すること。

(2) 助言・要望等への対応

①本市から、工事の内容については是正の助言等があった場合は、誠意をもって対応すること。

②同様に地域住民等から、工事に対する要望、苦情、懸念等があった場合にも、丁寧かつ誠意をもって対応すること。

③②については、結果を本市に報告すること。

6 施設設置後の適正な維持管理等

6-1 維持管理

事業者は、竣工、事業開始後も再エネ発電施設の適切な維持管理に努めるとともに、火災や機器の故障等のトラブルが発生した場合には、速やかに再エネ発電施設及びその周辺を確認し、適正に対処するとともに、状況と対処について本市及び地域住民等へ報告すること。

また、災害等による廃棄処理や修繕等を行うために必要十分な額となるよう、保険加入等を行うよう努めること。

(1) 再エネ発電施設や敷地の適切な維持管理

① 定期的な保守点検

再エネ発電施設及び敷地については、定期的に保守点検を行うとともに、破損又は事故等を未然に防止するよう適切な維持管理に努めること。機器の故障、破損又は事故等が発生した場合は、速やかに対処し、脱炭素政策室に報告すること。

② フェンス・植栽等による対策

第三者が敷地内に侵入し、事故等が起こらないよう、フェンスや植栽等で対策を講じること。

(2) 周辺環境への対応

周辺環境に影響を及ぼす状況（設備の破損、騒音、雑草、雨水流失等）が発生した場合は、速やかに対処するとともに、状況と対処について本市及び地域住民等に報告すること。

(3) 建設後のモニタリング

建設後においても次の事項について、住民からの申出や専門家からの意見が出された場合は、調査を行うこと。

- ・騒音調査
- ・動植物調査（天然記念物、渡り鳥のコース等）
- ・景観調査（民家や公園、道路など主たる眺望地点から）
- ・テレビ電波等の電波障害調査

事業者は、設置後に騒音、電波等の障害が発生した場合には、原因を調査し、誠意を持って障害の解消に当たるとともに、その内容を脱炭素政策室に報告すること。

(4) 災害発生時等の対応

落雷、洪水、台風、積雪、地震等が発生した場合は、速やかに現地を確認し、機器等に異常が発生した場合又は再エネ発電施設に起因すると思われる異常が発見された場合は、早急に対処するとともに、速やかに本市及び地域住民等に連絡すること。

(5) 緊急連絡先の表示

災害発生時など緊急の場合に連絡が取れるよう、再エネ発電施設の入り口に、事業者名及び緊急連絡先を表示すること。また、事業者及び緊急連絡先が変更となった場合には、速やかに表示を変更すること。

6-2 撤去・廃棄等

事業者は、再エネ発電施設の撤去・廃棄について、事業計画の段階から検討し、事業計画に位置付けること。また、事業終了後は、廃棄物処理法、建設リサイクル法及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省）」等に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。なお、事業を承継する場合は、適切な維持管理等について責任をもって引き継ぎ、事業者の変更を脱炭素政策室に届け出ること。

廃棄等費用については、事業の収益等から計画的に確保していくことが重要であり、これを念頭においた事業計画の策定及び事業運営を行うことが必要です。太陽光発電においては、再エネ特措法に基づき、FIT/FIP 設備の解体等費用の外部積立が義務付けられています。資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」及び「廃棄等費用積立ガイドライン」において、該当する認定事業者は、源泉徴収的な積み立てとして、再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理（解体等）に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てる際の取扱いなどが示されていることから、その趣旨を十分踏まえ、その積立方法について、事業実施届出書（様式4）に記載すること。また、災害等による修繕や撤去及び処分ための費用確保にも対応できるよう保険加入に努めること。

FIT/FIP 以外の設備の事業者においても、これらを参照し、解体等の必要額の確保のため外部積立等を行うよう努めるとともに、災害に備えた保険加入に努めること。

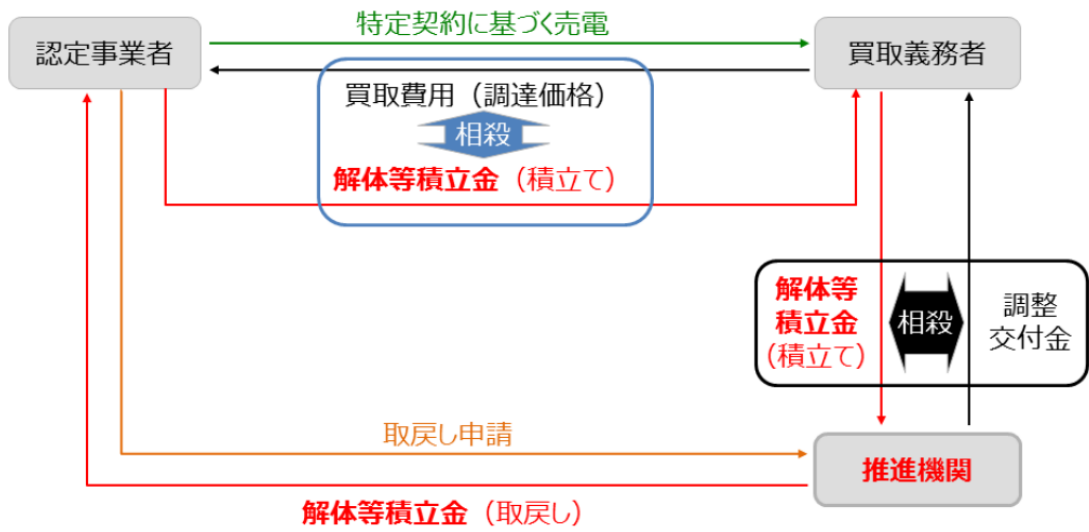
【参考1】資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」

第2章第5節1.計画的な廃棄等費用の確保

- ① 認定事業者は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を供給するときは、経済産業省令で定める期間にわたり、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てること。〔再エネ特措法第15条の6第2項〕
- ② 出力10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による発電事業途中での修繕や撤去及び処分に備え、火災保険や地震保険等に加入するように努めること。
- ③ 出力10kW未満の太陽光発電設備の場合、再エネ特措法に基づく調達期間/交付期間終了後の売電計画も踏まえ、適切な撤去及び処分の時期・方法、並びに必要な費用を見込んだ事業計画を策定するように努めること。

【参考2】資源エネルギー庁「廃棄等費用積立ガイドライン」

[参考②] F I T 認定事業における外部積立て



※ 内は、買取義務者が、認定事業者に対し、特定契約に基づく買取費用の額、解体等積立金の額及び相殺後の額（支払額）を通知して、支払額のみを支払う扱いとし、また、 内でも同様の扱いとすることにより、源泉徴収的な積立てを行う。

7 延岡市の役割

市は、以下のことを行うこととする。

7-1 事業者が提出する各届出書等の確認、受理及び保管

- ① 記載内容に係る内容確認、助言等
- ② 必要と認める場合の現地調査の実施

7-2 事業者等との事前協議

- ① 関係法令に基づく手続きに関する助言等
- ② 地域住民等への説明の範囲、説明内容及びその方法への助言等
- ③ 建設等に当たって配慮すべき事項の確認、助言等
- ④ 適正な維持管理、撤去・廃棄等についての計画の確認、助言等

7-3 地域住民等及び事業者等との調整

- ① 地域住民等からの要望の事業者への伝達
- ② 再エネ発電施設及び敷地で異常（事故等）が発生した場合の状況把握及び事業者等への伝達

7-4 公表

ガイドラインを遵守しない事業者については、事業者名、事業概要、遵守しない内容等を延岡市のホームページにおいて公表する。

7-5 見直し

今後の国の見解や、さらなる技術的革新及び科学的知見等が得られた場合には、適宜、必要な見直しを行っていく。

8 その他

本ガイドラインは、原則として令和8年4月13日以降に建設等の工事に着手する事業者に適用するが、それ以前に工事に着手している事業者又は既に事業を行っている者においても、本ガイドラインの趣旨に沿った対応を行うよう努めること。